小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第３０２０号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目52番地３
クリーンリバー菊水上町203号
再生債務者　入江　　文
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成23年２月８日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１号
青森県むつ市松山町13番１号
再生債務者　山﨑真紀子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月８日から平成23年３月22日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
長崎県大村市久原１丁目201番地１
再生債務者　中島　信政
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月15日から平成23年３月29日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第１０１７２号
東京都江戸川区中葛西６―14―５
再生債務者　高橋　昌宏
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年４月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
山梨県甲府市飯田１丁目３番19号　タウニィ３―302
再生債務者　桑原　紀子
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第１９号
沖縄県那覇市字国場1171番地16
再生債務者　平良江美子
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５号
長野県佐久市横根527番地１
再生債務者　田中　年春
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで
平成23年２月７日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２２年（再ロ）第１２号
名古屋市千種区光が丘１丁目19番18号
再生債務者　谷口　敏彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで
平成23年２月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第４号
鳥取県倉吉市福光704番地10
再生債務者　井上　大一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月４日まで
平成23年２月４日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（再ロ）第４号
鳥取県東伯郡北栄町江北795番地６
再生債務者　永岡　美久
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月４日まで
平成23年２月４日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（再ロ）第１５号
沖縄県浦添市仲間２丁目39番２号
再生債務者　垣花　初美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月８日まで
平成23年２月８日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第３号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目284番地の14
再生債務者　落合　光晴
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月11日まで
平成23年２月８日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目６番20号亀ケ崎ハイツ101号
再生債務者　佐藤　清志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月22日　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（再ロ）第１２号
兵庫県川西市湯山台１丁目36番地の２
再生債務者　森　　克己
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月４日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第１５号
札幌市北区北25条西８丁目３番14号　勇林荘
再生債務者　小林　恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第４号
新潟県十日町市四日町新田312番地１
再生債務者　井沢　康夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第５号
新潟県十日町市四日町新田312番地１
再生債務者　井沢記代子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第１０１０３号
東京都杉並区上荻１―20―18―201
再生債務者　篠田　綾香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１５号
神戸市灘区鶴甲３丁目13番28―205号
再生債務者　上諸　一彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係